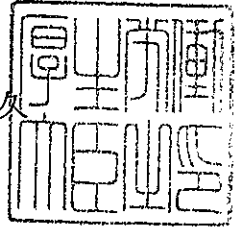




厚生労働省発基安 0222 第 2 号
平成 29 年 2 月 22 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 産業医の定期巡視の頻度の見直し

産業医は、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回作業場等を巡視するものとする。

1 衛生管理者が少なくとも毎週一回行う作業場等の巡視の結果

2 1に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

二 健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要な情報の医師等への提供

事業者は、医師又は歯科医師から、健康診断の結果に基づく意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならないものとする。

三 休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間等に関する情

報の産業医への提供

事業者は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が一月当たり百時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。

第二 有機溶剤中毒予防規則等の一部改正

次に掲げる省令について、事業者は、医師から、これらの省令の規定による健康診断の結果に基づく意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならないものとする。

- 1 有機溶剤中毒予防規則
- 2 鉛中毒予防規則
- 3 四アルキル鉛中毒予防規則
- 4 特定化学物質障害予防規則
- 5 高気圧作業安全衛生規則

6 電離放射線障害防止規則

7 石綿障害予防規則

8 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

第三 施行期日

この省令は、平成二十九年六月一日から施行すること。